

# コーポレート・ガバナンス

## 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営上の重要課題のひとつとして認識しており、株主総会、取締役会、監査役会等の諸機関並びにその構成員が、法令に基づきそれぞれの役割を果たすことで、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

持株会社である当社は、特定の事業を行わず、グループ経営に専念することにより全体の経営資源の効率的な配分と事業構造の最適化を図り、グループ全体の価値を高めることを目指しております。

グループの競争力強化と経営資源の効率化を図るため、多様な事業を「戦略的事業単位」にくくり、それぞれの事業を強力に推

進しております。また、グループ各社の財務、法務、広報・IR活動、その他重複する管理業務を漸次集約し、企業集団としての業務の効率化を図っております。

グループの協力・連携体制を強化し、企業集団として整合性のとれた戦略展開によって各種事業の相乗効果を一層高めてまいります。

地域企業としての事業基盤とネットワークを更に発展させ、地域社会に貢献できる企業グループとしての成長を目指してまいります。

## 三重交通グループホールディングス コーポレートガバナンス・ポリシー（一部抜粋）

当社は持続的な成長による中長期的な企業価値向上のため、「三重交通グループホールディングス コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定しております。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 三重交通グループホールディングス株式会社（以下「当社」という）は、当社グループの持続的な成長による中長期的な企業価値の向上を図るため「グループ基本理念」及び「グループ経営指針」に基づき、「三重交通グループホールディングス コーポレートガバナンス・ポリシー」（以下「本ポリシー」という）を制定し、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組む。

（本ポリシーの位置付け）

第2条 本ポリシーは、会社法、関連法令及び定款を前提として、より実効性の高いコーポレートガバナンスを実現するための指針とする。

### 第2章 ステークホルダーとの関係

### 第4章 コーポレートガバナンスの体制

### 第3章 情報開示

### 第5章 その他

詳細はWEBサイトをご覧ください。

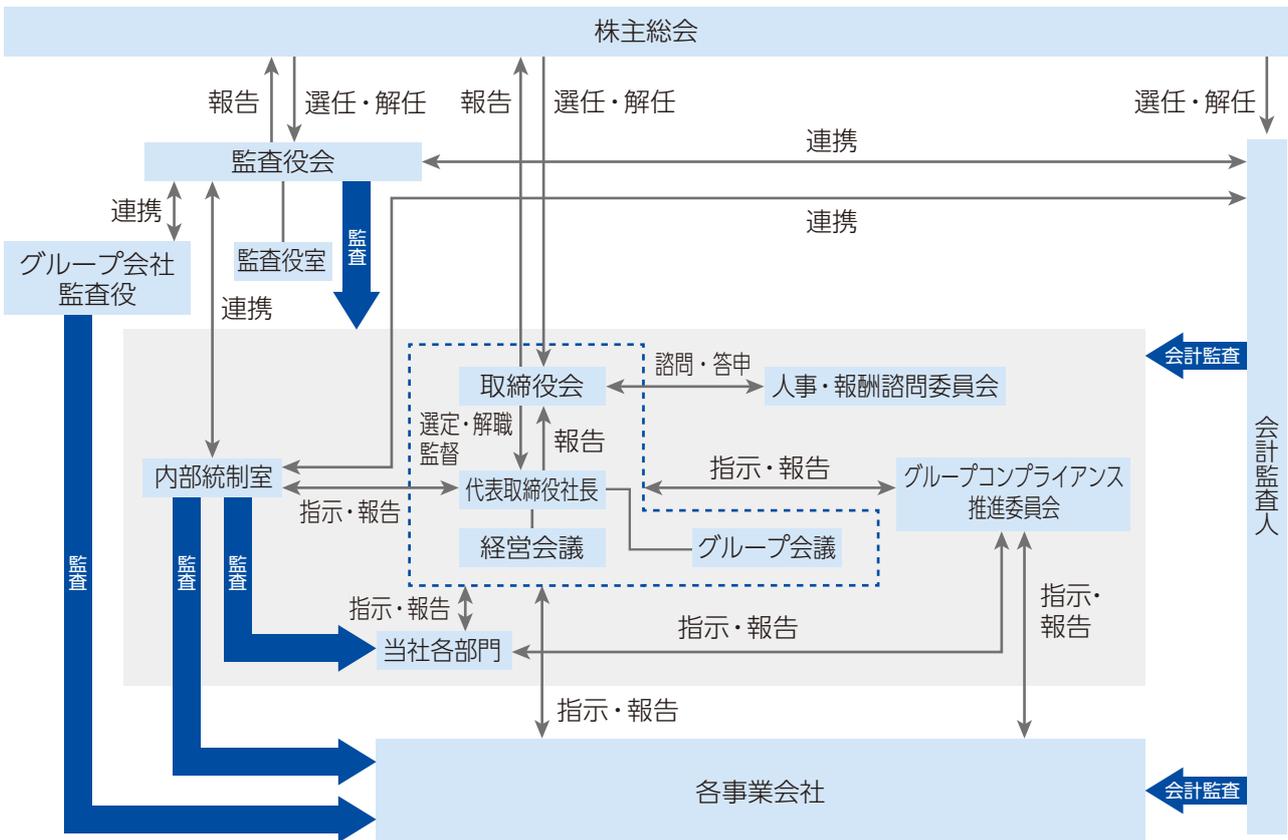
## ガバナンス体制

当社は、「取締役会」を経営機構の中心に据え、当社グループの経営戦略及び重要な業務執行の意思決定並びに監督を行っております。さらに、経営戦略決定機能を強化し成長分野への事業シフトを迅速的に進めるため、代表取締役、常勤取締役及び常勤監査役で構成する「経営会議」を月1回開催しております。また、取締役会の諮問機関として、「人事・報酬諮問委員会」を設置しており、取締役の指名及び報酬等について審議し、取締役会に対して答申及び助言を行うことで、手続きの客観性及び透明性を確保しております。その他、グループ会社間の議論・意見

交換・情報共有の場としての「グループ会議」を月1回開催するほか、「グループコンプライアンス推進委員会」、「情報セキュリティ委員会」等、各種委員会組織を設け、定期的又は必要に応じて委員会を開催しております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役は、取締役会等、重要な会議に出席するほか、業務執行全般を厳正に監査しております。なお、常勤監査役は、取締役会、経営会議等、重要な会議にはすべて出席し、独立した視点から取締役の業務執行を細かく監視しております。

### [コーポレート・ガバナンス体制]



## 内部統制システム

当社は、法令に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを、確保するための体制、その他当社並びに三重交通グループ全体の業務の適性を確保するために必要な体

制の整備について、基本方針を定めております。詳細はWEBサイトをご覧ください。

# コーポレート・ガバナンス

## コンプライアンス

### コンプライアンス・ステートメント

これからの企業の存続・発展は、すべてのステークホルダー（お客様、地域社会、株主・投資家、取引先等）から好感を持たれること、適切な情報開示をモラルに秀でた透明性のある企業経営を指向すること、健全な経済成果を追求すること、これらのバランスを重視するという新たな価値観、倫理観を確立すること

が必要となってきております。そこで、新たな「価値観・倫理観」の共有のために、社員全員が分かりやすく理解できるような「グループコンプライアンス行動規範」を制定しました。私たちは、自らの企業使命を自覚し、一丸となってコンプライアンスを確立しこれを遵守することをここに誓います。

### グループコンプライアンス行動規範

この「グループコンプライアンス行動規範」は、業務遂行にあたり、法令及び社内規定の遵守はもとより、社会規範を尊重し、公正かつ適切な事業活動を行うための原則を示したものです。

- ① 法令・社会規範の遵守
- ② お客様からの信頼
- ③ 公正な事業活動
- ④ 適切な情報開示
- ⑤ 社会への貢献・責任
- ⑥ 環境問題への取組み
- ⑦ 人権尊重・健全な職場環境
- ⑧ 情報、知的財産権の管理
- ⑨ コンプライアンス体制の推進・改善

## リスク管理

### グループリスク管理規程

グループ各社において発生するリスクを適切に管理するための基本的方針を定めた「グループリスク管理規程」を制定しています。このリスク管理規程に基づき、グループに影響を与えるさまざまなリスクについて、適切に情報を把握し処理を行うことにより、

これを未然に防止するとともに、万一発生した際の損害を最小限にとどめます。また、情報セキュリティポリシーに基づき、グループ各社において具体的な情報セキュリティ対策を定める「情報セキュリティ実施手順」を制定しています。

### 三重交通グループ情報セキュリティポリシー

グループ各社において発生するリスクを適切に管理するための基本的方針を定めた「グループリスク管理規程」を制定しています。このリスク管理規程に基づき、グループに影響を与えるさまざまなリスクについて、適切に情報を把握し処理を行うことにより、これを未然に防止するとともに、万一発生した際の損害を最小限にとどめます。

また、情報セキュリティポリシーに基づき、グループ各社において具体的な情報セキュリティ対策を定める「情報セキュリティ実施手順」を制定しています。

#### 三重交通グループ情報セキュリティポリシー体系図

